

ホームページ書き込み

事業団職員 甲

今回の議論の中で ISO14001 に関連する発言がありましたが、それに関する意見です。

環境アセスメントの内容にもよりますが、環境管理計画が示されている場合、ISO14001 に類似した考え方が部分的に取り入れられていると思います。具体的に言えば、環境アセスメントの内容として1事業の実施による環境影響の特定、2影響の程度の評価、3環境管理計画実施のための体制、4影響の程度に応じた対策の実施、5パラメーターを設定してのモニタリング、といったところまでは普通、環境アセスメントに含まれています。その他、緊急時の対応、予見されなかった環境影響への対応、環境質の向上等については、含まれないことも少なくないと思います。

開発途上国における事業の実施で問題になることの一つとして、環境アセスメントの結果が遵守されないことが挙げられます。そのため、私は ISO14001 のような考え方を導入することに関しては特段の異議はありませんが、以下の点に十分に留意する必要があると考えます。

1. 事業実施機関等関連組織の能力を的確に評価する。
2. 他の業務と環境に関する業務を関連付ける。委員会での発言に関連してくるが、例えば、事業実施に際して現在までに行われてきたモニタリングに環境モニタリングを関連付けて実施することなどが考えられる。
3. 事業の内容、環境影響等に応じて、必要とされる組織、体制、(場合によっては制度)の提案を行うとともに、関係機関の能力向上を図る。この場合、必要に応じて他の技術協力のスキームも利用する。どういう案件(場合によっては行政機関、地域等)に対してどういう協力を行うかについては、別途検討が必要。
4. すべての事業に関して自主的な環境管理レベルの向上を図ることが困難な場合も想定されるため、案件の内容に応じ、どのレベルまで要求するかを検討も行っておく必要性も想定される。

環境保全の立場から言えば4.の議論は望ましくないのかもしれませんが、現実には環境に対する意識が極めて低い事業者も存在するため、最低限のことを確実に実施させることに力点を置いたほうがよい場合もあると思います。この種の判断は、個々の案件ごとになされる必要があります。

以上、主として私の経験に基づく意見です。なお、私は事業団職員ですが、本件業務には携わっていません。また、この意見は国際協力事業団の見解とは関係なく、私個人の意見です。